



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)

職場の安全衛生がILO基準の中核に加わる

国際労働機関 (ILO) 第110回総会

5月末から6月に国際労働機関 (ILO) の第110回総会が開催され、加盟国の政府、使用者、労働者の代表約4000人が参加しました。今年の総会は本部のあるジュネーブでの参加とオンライン参加を組み合わせた総会となり、昨年の完全オンラインの総会と比べ審議時間も長く、基準設定の議論も行うことができました。基準設定では見習い研修制度に関する国際労働基準の第一次討議。一般討議では初めて連帯経済の議論が行われたことも特徴です。

歴史に残る総会

中でも特徴的なことは、職場における安全衛生を中核的労働基準の一部にすることが正式に決まったことです。ILOのガイ・ライダー事務局長は、総会を振り返った記者会見で、「安全で健康的な労働環境を中核的労働基準に組み入れることを決定し、歴史に残る総会となった」と述べています。

具体的には1998年に採択された「職場の権利と原則に関するILO宣言 (FRPW)」の中に、1981年の「職業上の安全及び健康に関する条約 (155号条約)」と2006年の「職業上の安全及び健康促進枠組み条約 (187号)」の二つの条約を、中核的労働基準8条約に加えることとなります。中核的労働基準はFRPWの中で、結社の自由、差別の禁止、強制労働の禁止、児童労働の禁止の4つの分野とそれに対応する8つの条約が定められています。このことによってILO加盟国は最重要の条約としてこの8つの条約の批准が求められ、仮に批准していなくてもその原則の促進、国内での適用に努力することが求められます。

もともと1998年の宣言の議論のころから、労働安全衛生の問題は重要な分野として言及されてきました。今回の労働者グループの議論でも当初から含めておくべき分野として議論を進められました。98年宣言に基づいて、中核4分野の労働の世界での現状やそこから見える国際労働基準への課題について検討する「反復討議」が毎年行われてきました。中



でも2017年にEU諸国の政府から労働安全衛生を中核的基準に含めるべきという提起が正式にされ、労働側もそれを支持してきました。2009年のILOの結成100周年宣言では「安全で健康的な労働条件はディーセントワークの基礎となる」とし、理事会に対して早期に労働安全衛生を中核的基準に含めるよう求めています。そして今総会で、98年宣言の追加という形式で労働安全衛生の問題が中核的労働基準になったのです。

すべての中核的労働基準の批准を

日本は6月に国会で強制労働に関する105号条約の批准を決定しました。中核的労働基準が従来の8に加えて安全衛生分野の2条約が加わり、未批准の条約は差別待遇 (雇用及び職業) に関する111号条約と、前述の155号条約です。155号条約批准に向けて、また何より安全な職場を作るために今回の追加は大きな力となります。職場からの運動で、日本政府に155号条約の批准を求める運動を進めたいと思います。
(全労連 布施恵輔)

〈今月号の記事〉

第2回建設アスベスト給付金懇談会……………	2面
長崎市性暴力訴訟……………	3面
各地・各団体……………	4・5・6面
自治労連「職員を守る運動」／私の一冊……………	7面
過労死労災認定状況……………	8面

勝ち取った成果を最大限に活用し、課題の克服を

第2回建設アスベスト関係団体懇談会

6月18日、いの健全国センターは第2回建設アスベスト給付金制度についての関係団体懇談会を開催しました。「建設アスベスト給付金制度」を最大限に活用し、できるだけ多くの被害者救済を行うこと同時に、アスベスト被害の実態をさらに明らかにし、残された課題についての取り組みを進めるために開催しているものです。3月19日の第1回会議に続き、各団体の取り組み状況の報告を行い、交流をはかりました。

出席者は、じん肺弁護団、建交労、民医連、全商連共済会、東京土建、大阪アスベストセンター、いの健北海道・神奈川・愛知・兵庫・石川・徳島センター、いの健全国センターから18人でした。

「情報提供」の有無で

開会にあたって、いの健全国センターの田村昭彦副理事長よりあいさつを兼ねて、「建設アスベスト給付金～労災支給決定等情報提供サービス利用の有無による差」について、報告を行いました。会議時点で厚労省が報告している給付金支給者は330人。ほぼ労災認定をされていた人と思われます。労災認定されている人は、厚労省による「情報提供サービス」受けることができ、「職業歴・石綿ばく露作業歴のわかる資料」や「石綿関連疾患への罹患が分かる資料」は原則不要になります。

しかし、情報提供を受けられない場合、就業歴証明書など自分でそろえなければなりません。

「石綿肺」の診断について

また、これまでも指摘されてきたように、「石綿肺」患者の場合、管理2・3の人、一人親方や自営業で労災特別加入していない人の場合、自分が建設



アスベスト給付金の対象になっていることを知らない人が多いことが予想されます。また、給付金制度の申請に必要な診断書も従来のじん肺診断書項目に加えて「胸部CT所見」や「鑑別除外診断」など、かなり専門的な知識が求められるものとなっています。「診断書を作成できる医師の育成が重要になっている」という田村副理事長の提起に対し、同時に、診断書の内容について例えば、じん肺程度に簡易にしていくことなど、運動的な課題として取り組むことも検討が必要ではないかという意見が出されました。

継続して取り組みを

各団体では、学習会や相談会が計画されたり、建設アスベスト裁判の原告を中心に申請が行われています。まったく真摯に対応しない建材メーカーへの新しい訴訟も6月7日に全国一斉に提訴されました。11月のじん肺キャラバンにあわせて全国一斉相談会も予定されています。

各団体で取り組みを強め、課題を共有していくため、10月15日に次回を開催することを確認し、終了となりました。

(全国センター 岡村やよい)

季 働くものの
刊 いのちと健康
春季号
2022—5
No.91

特集 フリーランス・ギグワーカーのいのちと健康—雇われない働き方

「雇用によらない働き方」は「誤分類」

龍谷大学 名誉教授 脇田 滋

フリーランス・トラブル110番から見た課題

日本マスコ文化情報連絡会議 (MIC) 北 健一
建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けて、変わる労働安全衛生対策等の意義と課題

全国建設労働組合総連合 労働対策部長 田久 悟
安く使えて、後腐れのない個人事業主

ウーバーイーツユニオン 執行委員長 土屋俊明

フリーライターAさんの裁判から見えるもの

ユニオン出版ネットワーク(出版ネッツ) 執行委員 杉村和美
スーパーホテルにみる業務委託契約

首都圏青年ユニオン 執行委員長 原田仁希
今も変わらぬ音楽家からの相談内容

日本音楽家ユニオン 全国本部代表運営委員 土屋 学
「労組法上の労働者」としての法改正を

建交労神奈川県本部軽貨物ユニオン 代表 高橋英晴
韓国の宅配事情 — 「季刊誌読者サロン」より 編集部

小特集 アスベスト問題の今後の課題

- ① 建設アスベスト給付金制度 政策形成型訴訟の大きな成果
- ② 石綿救済法の抜本的な改正を

いの健全国センター 副理事長 田村昭彦

提言「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」に対する意見

いの健全国センター 化学物質と健康研究会

「報道の自由」に大きな意義ある判決

長崎市幹部による取材中の性暴力訴訟

長崎市の原爆被爆対策部長（故人）から2007年、平和祈念式典について取材中に性暴力を受けたとして、女性記者が長崎市に損害賠償などを求めた事件の裁判で、2022年5月30日、長崎地方裁判所（天川博義裁判長）は原告の主張を認め、同市に約2000万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。これを受けて、長崎市は6月7日、判決を受け入れ、控訴しない意思を示し、7月13日には長崎市長が原告に対して謝罪しました。

職権濫用による性暴力を認める

裁判所は、取材記者に対する公務員の職権濫用による性暴力の事実を認め、「性的自由を侵害するもの」として違法と判断。その職権として、情報を出す側として情報のコントロール権を持つ公務員が職務として取材に応じ、支配的な側面を持ち得る中で起きた事件だということが認められ、公権力と報道の関係を語る上での画期的判決といえます。裁判所は被告の長崎市に国家賠償法上の責任があると判断しました。

判決では、「取材の協力を求めて連絡してきたことを奇貨として、協力するかのような態度を示しつつ、拒否しがたい立場にある原告に対して、執拗に指示して加害場所に入った」として、記者と公権力との関係性が認められました。

公権力の取材について議論するきっかけに

取材する側が、職務上得られた情報の出し方を差別する公的機関からのコントロールを受けやすい立場であることやその関係性が認められたことは、「報道の自由」を



を標榜する報道機関にとって、大いなる意義があります。今後、公権力の取材のあり方について議論するきっかけとなるでしょう。

これまでも記者は警察や行政機関、政



提供=新聞労連

治家を相手に「特ダネ競争」に翻弄されてきました。記者は少しでも早く、多くの情報を得るため、取材先との信頼関係を結ぼうと必死です。そういう中で女性記者の性暴力被害、セクハラ被害は長年隠されてきました。抑圧的な関係性は原告と長崎市に限らず、どの公権力と報道機関でも起き得ます。セクハラ被害が矮小化されたり、被害事実が疑われたりしてきましたが、被害が関係性による職権の濫用によって起きたと認められることで、報道機関や公権力側の関係性見直しやセクハラや性暴力被害防止について具体策に生かすこともできます。

二次被害にも言及

原告は一部の週刊誌などによって虚偽が流布され、二次被害を被りました。市幹部による証言を基にした虚偽の流布について、裁判所は「市は二次被害が予見できる時は防止すべく関係職員に注意する義務があり、これを怠った」として市の責任を認めました。加えて女性蔑視など差別や偏見による「強かん神話」に乗じて、市側は原告の落ち度を指摘しましたが、裁判所はこれを認めませんでした。この判断は、偏見をもたれ尊厳を傷つけられた性暴力やセクハラ被害者やさまざまな形で虐げられてきた当事者を後押しするものとなるとみられます。

この後、長崎市は裁判中に原告側の落ち度を指摘し、「過失相殺」を求めていましたが、この過失相殺については一転し、「根拠がなかった」として謝罪しました。さらに今後長崎市は、同市の性的被害者救済などジェンダー施策の中で、原告の意見を取り入れる方向性についても検討していく方向を示しています。
(新聞労連 吉永磨美)

各地・各団体のとりくみ

大阪

給付金制度を活かし被害者救済を 大阪アスベストセンター第17回総会

大阪アスベスト対策センターは、6月3日、国労大阪会館で第17回総会と公開講座を開催しました。会場には堺市の担当者を含む27人が参加し、オンラインでは10回線の視聴がありました。

総会では、今年5月に行われた自治体とのアスベスト懇談で事前調査報告書の提出義務化に伴う状況や業者への監督・指導のための職員のスキルアップ研修、今年1月から受付が始まった国の建設アスベスト給付金制度についての周知を要請してきたこと等が報告されました。

公開講座は「建設アスベスト給付金制度・政策形成型訴訟の大きな成果」と題して、九州社会医学研究所（いの健全国センター副理事長）の田村昭彦氏が講演を行いました。

これまで、アスベストによる重篤な疾患である中皮腫であっても全ての患者が労災や石綿救済法で救済されてはいないこと、肺癌死亡者が7万5000人以上（2020年）いるのに対し、アスベストとの関

連が検討されていないことが多く、近年禁煙率が下がってきても肺癌による死亡率は増加傾向にあることな



どが資料で示されました。過去の民医連で行った調査によると電気作業員を含む建設業の肺癌患者の多くに胸膜プラークが見られ、今回の給付金の対象となる可能性が大きいと指摘。これまで認定条件が非常に厳しく救済されなかった患者を、諦めずに救済につなげることが重要と提起されました。また、患者の職歴把握やアスベスト疾患の診断ができる医師の養成、制度がわかる相談員の育成が大事だと話しました。

建設メーカーに対しては、6月7日に建設作業員や遺族190人が大阪をふくむ全国10地裁に一斉提訴を行いました。アスベスト疾患の進行は早く、一刻も早い救済と責任の追及が行われなければなりません。（大阪センター 鈴木まさよ）

民医連

オンライン・セミナーで“そもそも”を学ぶ 労働安全衛生そもそもセミナー

全日本民医連は6月に『労働安全衛生そもそもセミナー』を初めて開催しました。ネーミングの通り「労安委員会の基本的役割と活動について学び考える」ことを目的に、コンプライアンスにとどまらない活動を強化するの必要を感じての企画でした。主催した職員健康管理委員会は、医療介護現場などで働く民医連職員の健康を守るために組織され、四半世紀余り活動をつづけています。メンバーは医師（産業医・精神科医・内科医・外科医）7人、保健師・看護師5人、公認心理師1人、介護福祉士1人、事務5人の19人で構成。コロナ禍での「職員のヘルスケア指針」の策定と実践、ヘルスケア学習動画の制作と配信、事例や実践から学ぶWeb全国交流集会開催など「職員の健康を守り抜く」為に活動しています。

セミナー講師は当委員会の委員でもある産業医の岡田崇願医師（高知医療生協）にお願いし、過労とも言える働き方で若くして亡くなられたお父様を見て産業医を志した初心からはじまり、大規模工場を想定した安全衛生に関する法律が壁に突き当たっていると考えている事、安全と同様に衛生が重要であ

る事、委員会活動は年間スケジュール等を組んで出来るところから着手する事、職場を廻って話を聴く事で改善課題が見えてくる事など、高知での具体的な実践を例示しながら解りやすくレクチャーしました（写真）。



「これから担当する予定」という人から「ベテランだがそもそもを聴くのは初めて」という人も含め300人近い参加者は、レクチャーを聴いての感想や決意、お互いの活動交流を47班に分かれて活発に行いました。『安全と衛生について分からない所から始まり何とか形になりました。コロナ禍を経験して労働安全衛生の考えかたにスポットが当たり全職員のものになっていると感じます』『作業環境・作業・健康の3管理の考え方が分かりました。事業所の課題が明確になりました。元から断つ！を考えていこうと思います』『DECENT WORK。何がまともなのかを皆で考えることが大事だという言葉がとても印象的でした』等々高評価なセミナーでした。

（民医連 野口昭彦）

[職員の健康を守るページ]

<https://www.miniren.gr.jp/?p=40258>



各地・各団体のとりくみ

愛知

個人を基準にした認定をもとめたい 精神障害労災認定基準改定の署名活動

精神障害の労災認定基準の改定のための署名活動が始まりました。近年、健康センターへの相談は過重労働やハラスメントによる精神疾患が多くなっています。労災認定を求めますがその壁は高い。中電新入社員労災認定裁判、やまぜんホームズ大迫裁判でも認定されず、遺族が精神疾患の労災認定をと申請しても申請者の3割程度しか認定されません。生きている労働者の労災認定などは愛知県内で経験的には25%程度と感じています。

愛知健康センターとしての署名取り組みは、憲法記念日から始まりました。鶴舞の公会堂前に事務局員7人が集まり署名を45筆が集約。事務局会議での意思統一を繰り返しながら、愛労連との懇談会、保育園へ署名要請、出前講座で署名依頼、ふれあいユニオンへの要請、また、事務局員が関わりのある団体でとるなど、幅広く署名活動を始めています(写真)。

6月22日には、吉川正春事務局長が愛労連幹事会での署名要請を行いました。その中で電通、ワタミの問題から健康センターが支援している過労・パワハラ自殺の問題から精神疾患の労災認定の難しさ



を訴えました。そして、各労働組合に対して出前学習講座などを呼びかけました。

5月28日に開催した東海セミナーでも話題になりましたが、障害者の精神障害の労災申請は健常者に対して遙かに困難を極めます。発達障害(ADHD)の人には二次障害として、不安症、うつ病、双極性などが多く発症すると言われています。平均的な労働者についてストレスイベントを調査した現行の基準では出来事と発症の因果関係は全く検討されておらず、一人一人ちがう発症のメカニズムになるはず。全国センターでは、平均的労働者の負荷を基準とするのではなく、個人を基準にした認定を求めています。6月初旬に既に200筆集めてきた事務局員もいます。とりあえず、7月の末までに1次集約と決めています。(愛知センター 高垣英明)

東京

新型コロナ禍 働く者の実態と健康課題 第8回労働安全衛生学校

労働安全衛生学校(以下労安学校)は6月11日に午後1時より4時間45分にわたり、ラパスホールで開催されました。会場参加者が講師、報告者を含め29人、ZOOMでの参加者は17人、合計46人の参加でした。冒頭は労安学校長の天笠崇東京センター理事長から寄せられたビデオメッセージが披露されました。続いて浅倉むつ子早稲田大学名誉教授からの第1回目の講義「ジェンダー視点から見たコロナ禍の実状」が約30分話されました(写真)。続いてコロナ下でのエッセンシャルワーカーとして大奮闘をしている以下、4職場からの報告がありました。

○医療の職場から田原弥生さん(東京民医労東京勤労者医療会支部書記次長) ○福祉労働者の職場から佐々木和子さん(全国福祉保育労東京地方本部書記長) ○自治体保健師の立場から梅桂子さん(江東区職員労働組合保健衛生支部書記長) ○コロナ禍で浮き彫りになったシフト労働の支配・抑圧 尾林哲

矢さん(首都圏青年ユニオン事務局局長)。

その後、参加者との質疑応答を経て浅倉講師の第2回目の講義「ジェンダー視点から見た労働法の課題」のテーマで約1時間の講義がなされました。最後に4人の報告者の「まとめ発言」を経て、「労安学校」が終了しました。

参加者からは「エッセンシャルワーカーの奮闘に触れて大変勉強になった」、「コロナ禍の問題をジェンダーの視点で見ることの大切さを学んだ」との感想が寄せられました。



(東京センター 色部 祐)

各地・各団体のとりくみ

兵庫

エンジニア過労死のたたかいをセンターで支援する 川崎重工業エンジニア過労死事件

「いの健」兵庫センター第45回理事会（6月14日）では、川崎重工業・中国出向エンジニア過労死のたたかいを積極的に支援し、遺族を支える会の団体加盟を確認しました。6月24日の川崎重工業株主総会では宣伝行動を行いました（写真）。

この事件は2016年3月に労災認定されていますが、川崎重工業は安全配慮義務違反などないとの対応に終始し、遺族に謝罪もせず交渉も実質拒否。社員には「寝ないで死ぬほどやらねばならないとき（がある）」と追いつめ、人の命や遺族の悲しみよりも業務達成や会社の利益を優先させる企業体質が事件の根幹にあります。

大企業の過労死、過労自死の労災事案では、トヨタ・三菱電機・NHKなど、遺族に謝罪し、再発防止に取り組むことが社会的なコンプライアンスになっています。川崎重工業の謝罪もせず、交渉も拒否する対応は異様です。

過労死事件に多く取り組んでいる大阪のM弁護士から「川崎重工業は同じことを繰り返している」との情報が届きました。M弁護士は、韓国での鉄道シス

テム（450億円規模）の請負を目指すプロジェクトのグループ長が自死に至った事件を担当。労災認



定後、川崎重工業の損害賠償責任を全面的に認めさせ賠償を勝ち取っています。過去に同じような経験があっても、裁判で負けない限りは何も認めない企業体質は変わっていません。川崎重工業に求められているのは、社会常識に従って遺族に謝罪し、交渉に誠実に対応すること。過労死・過労自死の再発防止に取り組むこと。労災認定を確認して、当たり前安全配慮義務違反を認めることです。

7月23日には、川崎重工業中国出向エンジニア過労死事件のご遺族を支える会の結成総会が予定されています。多くの協力と援助によって勝利し、仲間とともに先頭に立って闘いを進めます。全国の仲間の皆様のご支援をお願いいたします。

（兵庫センター 佐野 旦）

全教

ハラスメント撲滅のために ローアン学習交流会

6月12日にローアン学習交流会を16都府県の組織から46人の参加で開催しました。全体会では神奈川県立保健福祉大学大学院の津野香奈美さんを講師に、ハラスメントについてお話を聞きました（写真）。心当たりのある、陥りやすいポイントがありました。

1つは、ハラスメントかどうかの判断基準は行為そのものであり、背景を考慮する必要はないということです。被害者の未熟さを言い訳にすることがありますが、それで相手を傷つけた行為が相殺されることはありません。

2つ目は、無自覚なパワハラを、「本当は良い人」で免罪してしまうこと。津野さんのパートナーが上司に言われた「なんで男のお前が育休をとるんだ」という言葉には悪意はなかった。しかし善意の言葉がハラスメントでもあることは、被害者に二重の苦痛を与えるのではないのでしょうか。しかもハラスメントをしていることに無自覚な人ほど、行動を変えていくのは大変です。

3つ目は冗談やからかいが許容されやすい職場の雰囲気には要注意という内容です。神戸市の教員いじめ暴行事件では周りが制止できなかったこと、上司の放任が重なり、事件が深刻化していった経過が明らかになっています。人はより強い刺激を求めやすい性質を持っており、エスカレートする前に、からかいなどの言動があったら周りがすぐに止め、そういう雰囲気をつくらないことが大切です。他にも、性別役割分業規範などの社会的背景、パワハラをしないための自己理解についての話がありました。



後半は、兵庫高教組から、管理職のパワハラや残念なことに組合員のハラスメントも起こっていると実態、ハラスメント撲滅のための机上に置ける三角柱を作成したとの報告がありました。

グループ討議では、若手がパワハラで辞めていく、組合加入につながらず相談途中で切れてしまうといった現場の実態や悩み、労安体制が機能している例として八王子市のパワハラ委員会が紹介されました。

（全教 鈴木憩子）

時間外上限規制の厳格化と職員的大幅人員増を!

過労死NO! 集中アクションデー

自治労連は5月31日、「職員まもる運動」として、総務省・厚生労働省へのヒアリング、総務省への「過労死ラインを超えるような公務員の働き方をなくすことを求める要請書」（以下「職員まもる署名」）を提出、コロナ危機で濫用される労働基準法第33条（「災害による臨時の必要がある場合の時間外労働」）に関する記者会見を行いました（写真）。

人員強化を

総務省・厚生労働省のヒアリングに自治労連・長坂副委員長ら9人が参加。大阪の仲間から「36協定を締結して33条の届出をしても、職員一人ひとりの健康は確保されていない。（33条の）運用の見直しを」と追及。他の地方組織の参加者からも厳しい現場の実態が語られ、改善を求めました。嶋林弘一賃金権利局長は、「人員の強化を求めている」と指摘。長坂副委員長は、「2年にもおよぶコロナ対応はもはや『臨時』ではない。職員の健康が守られるよう、上限規制と人員体制の拡充が必要」と訴えました。また、総務省への「職員まもる署名」提出行動には自治労連から小山副委員長、佐賀中央執行委員ら4人が参加し、総務省に署名（2万161筆）を手渡しました。

『臨時』は厳密に

記者会見には自治労連・長坂副委員長ら6人と自治労連弁護団・山口弁護士が参加。山口弁護士は労働基準法第33条に関する問題提起として「第33条の『臨時』を厳密に解釈し、その運用を厳格に行うべき。2年半にわたって過労死ラインを超える長時間労働が発生しう現場は到底『臨時』とは言えない」と指摘しました。



大阪の仲間は、「保健所の感染症担当は日付が変わるまで働き続け、公用携帯を持ち帰っている。コロナだから、自治体職員だから、保健所だからやむを得ないと放置されている。私たちは自治体労働者として、住民のいのちとくらしを守りたいと願っている。だからこそ安心して仕事を全うするためにも人間らしさを維持していきたい」と訴えました。

保育士の公務災害請求わずか

岩手の仲間は「小規模自治体は合併などで職員数が減らされてきた。そこに震災が発生した」。京都の仲間は「年間850時間、繁忙期には毎月130時間の時間外勤務で、夫と平日に食事をしたのは2年間で2～3回。働きすぎのせいか流産もした」、愛知の仲間は「保育士は子どもたちと日々接しており、感染リスクが非常に高く、自制しながら生活している。累計4万5000人も保育職員が感染しているにもかかわらず、公務災害請求件数があまりにも少ない」と3月31日時点で保育士の公務災害請求件数がわずか6件にとどまっていることを指摘しました。

（「自治労連「ニュース」：デジタル版より」）

私の一冊 ⑱

民放労連 岩崎 貞明

『未来からの遺言——ある被爆者体験の伝記』

著者の伊藤明彦氏は長崎放送を早期に退職し、深夜労働などで生計を立てながら全国各地を転々として被爆者を訪ね歩き、被爆証言をひたすら録音テープに収めることに生涯を捧げました。

集まった証言テープは図書館や平和資料館に寄贈されています。

その中で、伊藤氏が印象に残った一人の被爆者について書いたのが本書ですが、単なる原爆被害のノンフィクションではありません。ちょっとネタバレですが、目の前で語られる証言に虚偽の内容が含まれているという疑念が生じたら取材者はどうしたら

いいのか——深遠な問いを読者に突き付ける、衝撃の一冊です。報道関係者にはとくに一読をお薦めします。

1980年に出版され、10年前に岩波現代文庫で復刻されましたが、再び入手困難となっているようです。



精神障害労災認定件数過去最多 原因のトップはパワハラ関係

〇〇〇〇〇 2021年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況 〇〇〇〇〇

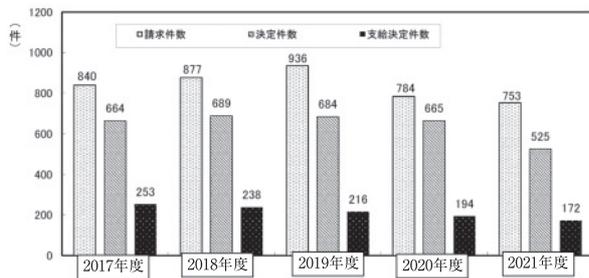
厚労省は、6月24日「令和3年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。過労死等に関する請求件数は3,099件（前年度比264件の増加）で過去最多となりました。過労死等に関する支給決定件数は801件（前年度比1件の減少）のうち、脳・心臓疾患に関する事案は172件で前年度比22件の減少。精神障害に関する事案は629件で前年度比21件の増加（過去最多）になりました。

請求件数・支給決定（労災認定）件数ともに、脳・心臓疾患に関する事案は減少しましたが、精神障害に関する事案は増加しています。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

【1】請求件数は753件であり前年度に比べ31件の減。「業務上」の支給決定件数は、172件で前年度に比べ22件減少しています。【図1】

図1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】年齢別では、請求件数で見ると「50～59歳」268件、「60歳以上」256件、「40～49歳」168件の順で多く、支給決定数では「50～59歳」67件、「40～49歳」55件の順に多くなっています。【表1】

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2020年度						2021年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
20～29歳	16	2	12	4	4	1	12	2	11	3	5	3
30～39歳	39	16	31	20	17	10	48	9	33	10	9	3
40～49歳	204	56	184	60	64	20	168	45	140	51	55	20
50～59歳	264	80	230	73	65	24	268	65	189	67	67	20
60歳以上	261	51	208	54	44	12	256	52	152	38	36	11
合計	784	205	665	211	194	67	753	173	525	169	172	57

注 ()内は女性の件数で、内数である。

精神障害等の労災補償状況

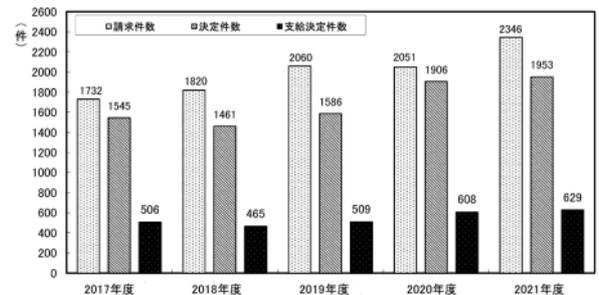
【1】請求件数は2,346件で、前年度比295件の増。

うち未遂を含む自殺件数は前年度比16件増の171件でした。認定率は2019年32.1%、2020年31.9%、2021年は32.2%とほぼ横ばいです。請求件数の増加を考えると設定されない人の実数が増えていることとなります。【表2】【図2】

表2 精神障害の労災補償状況

区分	年数	年度				
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
精神障害	請求件数	1732 (689)	1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)
	決定件数	1545 (605)	1461 (582)	1596 (688)	1906 (887)	1953 (985)
	うち支給決定件数	506 (160)	465 (163)	509 (179)	608 (256)	629 (277)
	認定率注1	(32.8%) (26.4%)	(31.8%) (28.0%)	(32.1%) (26.0%)	(31.9%) (28.9%)	(32.2%) (28.1%)
うち自殺	請求件数	221 (14)	200 (22)	202 (16)	155 (20)	171 (15)
	決定件数	208 (14)	199 (21)	185 (17)	179 (17)	167 (20)
	うち支給決定件数	98 (4)	76 (4)	88 (4)	81 (4)	79 (4)
	認定率注1	(47.1%) (28.6%)	(38.2%) (19.0%)	(47.6%) (23.5%)	(45.3%) (23.5%)	(47.3%) (20.0%)

図2 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】年齢別請求、決定及び支給決定件数は「40～49歳」が請求703件、支給決定200件と最も多くなっています。【表3】

表3 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2020年度						2021年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡
19歳以下	24	1	23	2	7	0	22	2	21	2	6	0
20～29歳	448	36	418	43	132	13	486	41	419	42	153	16
30～39歳	490	40	457	44	169	18	556	42	466	41	145	17
40～49歳	597	46	556	48	174	25	703	50	587	54	200	30
50～59歳	402	27	377	36	103	20	471	32	376	25	100	14
60歳以上	90	5	85	6	23	5	99	4	84	3	25	2
合計	2051	155	1906	179	608	81	2346	171	1953	167	629	79

注1 自殺は、事案を含む件数である。
注2 ()内は女性の件数で、内数である。

【3】出来事別の支給決定の要因件数は、「パワーハラスメント」125件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」71件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」66件。精神障害に関する事案の支給決定件数で最も多いのは、パワハラ関係です。防止対策強化が急がれます。(編集部)